

別記 1

三重 U・I インターンシップ推進協議会設置要綱

(名称)

第1条 本会は「三重 U・I インターンシップ推進協議会」(以下「推進協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 推進協議会は、県内経済団体、三重労働局、県内大学や就職支援協定締結大学等が相互に交流を図り、連携を強化することによって、県内外の学生等を対象とした地域課題解決型インターンシッププログラムのほか、県内企業に対するインターンシップ受入促進策や大学生の参加促進策等について検討し、学生及び受入れ企業等の相互に意義のあるインターンシップを実施することにより、県内において、若者の就労意欲の形成、次代を担う人材の育成、産業の活性化、県内就職の促進、就職後の職場適応と定着等を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 推進協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域課題解決型インターンシッププログラム等の検討に関すること。
- (2) 県内企業に対するインターンシップ受入促進策や大学生の参加促進策等に関すること。
- (3) 他地域のインターンシップの調査に関すること。
- (4) 県内のインターンシップの実施状況及びその報告に関すること。
- (5) インターンシップ情報の収集及び提供に関すること。
- (6) その他目的を達成するために必要なこと。

(役員、任務、任期)

第4条 推進協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 委 員 20 名程度(会長、副会長を含む)

2 会長、副会長は委員の中から互選する。

3 委員は、三重県商工会議所連合会、三重県商工会連合会、三重県中小企業団体中央会、三重県経営者協会、三重県中小企業家同友会、県内大学 2 校程度、三重県と就職支援協定を締結した大学、三重労働局、公益財団法人三重県産業支援センター、公益財団法人三重県労働福祉協会、三重県戦略企画部

戦略企画総務課から選出する。

- 4 会長は、推進協議会を代表し、会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、必要に応じて、その職務を代理する。
- 6 委員は、会務の執行にあたる。特に支障があるときは代理者を推進協議会に出席させることができる。
- 7 役員の任期は、特に設けないこととする。なお、退職・転勤等の異動があった場合は後任を推薦する。

(オブザーバー)

第5条 会長の求めに応じ、推進協議会にオブザーバーを出席させることができる。

(専門委員会)

第6条 推進協議会の下に、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関し、必要な事項は会長が別に定める。

(賛助会員)

第7条 推進協議会の目的の達成に向けてインターンシップを受け入れる県内企業を、賛助会員として登録することができる。

(運営)

第8条 推進協議会は、雇用経済部長が招集する。

- 2 会長は、必要により検討会議に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴取することができる。

(事務局)

第9条 推進協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、本会の会務及び委員会の運営に係る事務を執り行うこととし、三重県雇用経済部雇用対策課に置く。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は平成29年3月15日から施行する。